平成２７年（フ）第２４９号
兵庫県三木市吉川町みなぎ台１丁目４番地の９
債務者　栢本　雅信
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８０号
千葉県市川市妙典５丁目16番23―303号　グリーンフォレスト、申立時の住所兵庫県三田市あかしあ台３丁目28番地６棟101号
債務者　青木　杏子
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４６７号
愛知県春日井市中新町１丁目３番地３
債務者　前田　順子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０４号
青森市中佃１丁目18番12号　ザ・ガーデン佃Ｂ―102
債務者　成田　晶子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６５号
神奈川県横須賀市久比里１丁目13番８号　小川アパート右
債務者　田中　武司
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第６７号
神奈川県横須賀市小原台31番39号
債務者　山下由美子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第７９号
神奈川県横須賀市森崎３丁目５番Ｐ―304号
債務者　大川　節子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第８７号
神奈川県横須賀市岩戸１丁目５番12―205号
債務者　永留　隆生
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第８２号
和歌山市屋形町３丁目11番地の１　アリスト和歌山城804号
債務者　西本　和弘
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２５６号
名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号　笹島寮
債務者　佐藤　文俊
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５２８号
愛知県名古屋市緑区大高町字鷲津178番地の１
債務者　篠原　隆之
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６１８号
名古屋市瑞穂区川澄町２丁目８番地　シャンポールフジミ３Ｂ号
債務者　井手　智史
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９９号
岡山市北区庭瀬364番地深井アパート　西
債務者　小坂田基海
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４号
大分県杵築市大字南杵築2011番地２甲斐貸家１号
債務者　有元　孝志
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月５日午後１時10分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第５号
大分県杵築市大字南杵築2011番地２甲斐貸家１号
債務者　有元　友貴
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月５日午後１時10分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
長野県佐久市長土呂1111番地３
債務者　上田今朝松
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部